



申8号

「首都圏における拠点配置体制の一部見直しについて」 に関する申し入れ **団体交渉を行う!(その3)**

第5項 「首都圏における拠点配置体制の一部見直し」を実施することで、安全レベルおよび異常時対応が、どのように向上するのか明らかにすること。

- 組合 ■ 会社が考える異常時対応力とは何か。
■ 異常時対応力が向上することによって安全レベルを向上させるために必要なことは何か。

会社(設備)

- 現場の特情を知り判断できること。
- 安全を優先させること。

会社(電気)

- 設備の状態を監視することができること。
- 焦って安全を蔑ろにしてはいけない。一呼吸おく。

確認

異常時対応能力は、現場の特情を理解し必要な技術的判断ができることが必要である。

第6項 「首都圏における拠点配置体制の一部見直し」を実施することに伴い、JR社員の異常時における出勤回数の増加が見込まれることから、職場における机上訓練や現物を活用した訓練を充実させること。

- 組合 ■ 系統や職場を越えた訓練の実施とはどのようなものか。

会社(共通)

- 2006年から比べて訓練設備が大きく整備され、いろいろな訓練ができるようになった。
- 保線と信号の合同訓練を行う(初動の連絡訓練やかけつけ訓練など)今回は保線と信号のみで考えている。

主張

異常時対応の場数、経験が少なくなっている。技術力、異常時対応力、安全レベルの向上がどうなるのか問題意識がある。現場の特情を把握し、復旧における異常時の技術的判断を社員と一致させて現場業務を行うべきだ。

第7項 保線の拠点体制については、異常時対応力を維持・向上し、早期復旧できる体制の確立および夜間作業者の労働環境改善の観点から、宿直2名を基本とすること。

- 組合 ■ 宿直となる夜間作業者はどのように指定するのか、夜間作業者は1名なのか。

会社(設備)

- 勤務にはいろいろなパターンがあり、組み合わせることで、1名とは限らず複数人で対応することもある。
- 2006年当時から宿直2名ではないため、出勤回数が少なくなり、宿直は1名となる。

主張

保線の拠点体制について、夜間作業者に対する労働環境の悪化ではないのか！安全と健康管理の観点からも、宿直2名体制を基本とすることを強く求める！

安全で働きやすい職場の実現に向けて
職場から施策検証運動を創造的につくり出そう！